

## 伊万里市公私連携型保育所の運営に係る三者協議会設置要綱

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8第1項の規定に基づき設置する公私連携型保育所（以下「公私連携型保育所」という。）の円滑かつ安定した運営を図るため、保護者、公私連携型保育所の運営事業者及び伊万里市とによる三者協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 公私連携型保育所の運営に関する事項
- (2) 公私連携型保育所の施設整備に関する事項
- (3) その他公私連携型保育所の運営に関し、会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 保護者（公私連携型保育所の保護者を代表する者）
- (2) 運営事業者（理事長等）
- (3) 伊万里市（健康福祉部子育て支援課長及び公私連携型保育所に派遣する保育士等）

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、伊万里市健康福祉部子育て支援課長とし、副会長は、構成員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は必要に応じて会長が招集する。

2 会長が必要と認めたときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会で協議して定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。